

あなたは、間違わずにごみを出せますか？

このゴミを分別し、どのように出したら良いか考えてください。
答えは次のページを見て確認してください。

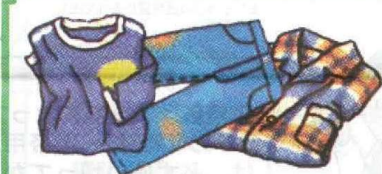
スプレー缶



飲料用以外のビン（食品用ビン・化粧ビン等）



衣類



刃物（包丁・ナイフ等）



ナベ・やかん・フライパン



食器用・のり・お菓子・ミルクカン



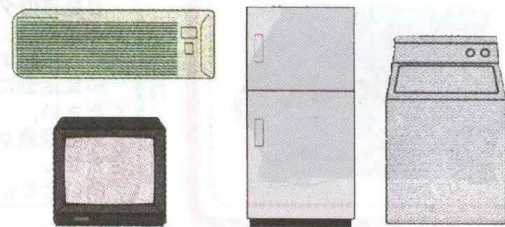
バック・靴



カセットテープ・ビデオテープ・CD



エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機は平成13年4月1日から市では収集しません。



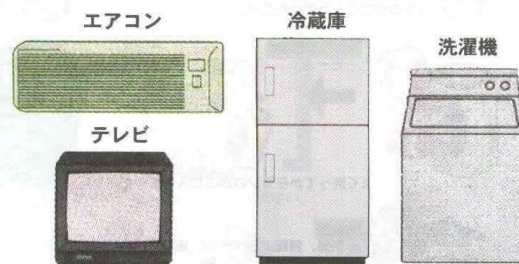
この情報誌は再生紙を使用しています。

家電リサイクル法が始まります！

平成13年4月1日施行！

家電リサイクル法は、消費者・家電小売店・家電メーカーが、それぞれの役割を果たしながら協力して成り立つものです。

家電リサイクル法の対象機器



家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）は、一般家庭や事業所から出された「エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機」の有用な部品や材料をリサイクルして産廃物を減量、資源の有効利用を推進するための法律です。
家電リサイクル法では、それぞれ消費者の費用負担、小売店の収集運搬、メーカーのリサイクルといった役割分担がされています。



消費者
(使った人)

家電小売店
(収集・運搬する人)

収集・運搬料金とリサイクル料金を支払い家電小売店に引き取ってもらう。

消費者から家電製品を引き取り、家電メーカーに運搬する

消費者は、家電製品を購入した家電小売店、または、同じ製品を買おうとしている家電小売店に引き取ってもらう。



収集・運搬料金

家電小売店が、家電製品を消費者から収集し家電メーカーに運搬する料金。

リサイクル料金

家電メーカーが家電製品をリサイクルする料金。



消費者の負担する料金は、『小売店の収集・運搬料金』+『メーカーのリサイクル料金』です。

それぞれの料金は、小売店・製造メーカー等によって異なりますので小売店・製造メーカーに御確認ください。

家電メーカー
(再生する人)

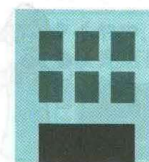
引き取った家電製品をリサイクルする。



製造メーカーでは、集めた家電製品を分離し、部品や材料などは再商品化、エアコン、冷蔵庫の冷媒フロンは回収・処理されます。

これまでに公表されている大手メーカーのリサイクル料金は、以下のとおりです。

エアコン	3,500 円
テレビ	2,700 円
冷蔵庫	4,600 円
洗濯機	2,400 円



草加市のゴミの分別！

ゴミは5種類に分別されます。

燃えるごみ

生ごみ
水分をよく切ってから
ゴミ袋に入れてください。

枝・板
50cm以下の長さに
切って束ねて出してください。

プラスチック類
ビデオテープ・カセットテー
プ・CD・プラスチック容器、
ペットボトル・シャンプー、
洗剤等のボトルはキャップを
外し中身を空にして出して
ください。

衣類・くつ・バック
外せる金具類は、取って
他の可燃ごみと一緒に出
してください。

可燃ゴミの収集日は、週2回
です。
透明・半透明の袋に入れて出
してください。スーパーなどの
レジ袋でも出せます。
ふとん・カーペット類は、
50cm以下に切ってあれば、可燃
ごみに出せます。
段ボールに入れて出さないで
ください。

資源ごみ

びん（飲料用）
日本酒
ワイン
キャップを外し、よく洗って
ビンのかごに入れてください。

缶（飲料用）
ビール
ジュース類等...
よく洗ってから缶のかごに入れてください。

古新聞
新聞、雑誌、段ボール、紙箱等...
崩れないようにしばって、ビン、
缶の箱の横に出してください。
紙パックは、図のようにして出
してください。

資源ごみの収集日は、月2回です。
収集日は、地域によって違います。
飲料用以外の缶・ビンは、不
燃ごみに出してください。
袋に入れないで、缶・ビンそ
れぞれ専用のかごに入れてくだ
さい。

燃えないごみ

なべ・やかん・カン類
カン類は、中身を空にして
洗ってから出してください。

刃物類
刃の部分に布テープなどを貼り
危険の無いようにしてくだ
さい。

**中身を空にして、洗って
出してください。**
スプレー缶

必ず使い切ってから出してください。
小さな電化製品
小さな電化製品とは、50cm以下
で10kg以下の物です。
乾電池の入っている物は必ず抜い
てください。

有害ごみ
乾電池・カガミ・蛍光灯・水銀計
乾電池・鏡・蛍光灯・水銀計は、
それぞれ別の透明袋に入れて出
してください。

不燃ごみの収集日は、月1日です。
収集日は、地域によって違います。
スプレー缶・携帯用ガスボンベ等
は、必ず使い切ってから出してく
ださい。穴をあける時は、戸外で火の
気の無いのを確認してあけてくだ
さい。

粗大ごみ

タンス・食器棚 パソコン
イス等
机
プラスチック衣装ケース
自転車
ふとん・毛布
カーペット
マットレス

その他目安として、一边が50cm以上で、重さが10kg以上の燃え
ないごみ、一边が50cm以上の燃えるごみが粗大ごみになります。

粗大ごみは、有料で戸別に収集し
ます。
草加市環境業務センターに申し込
みしてください。電話 (31) 3972
粗大ごみは、申し込みしてから取
りにお伺いするまで1週間ほどかか
ります。
1回に申し込みできる量は、大き
い物で5点までです。
その他、わからない点がありまし
たら草加市環境業務センターまでお
問い合わせ下さい。
家具や、家電製品等を買換える
時は、ごみの減量化・資源の有効利
用からも買った店などで引き取っ
てもらうようにしてください。

草加市からのお願い
こんな所でも集めています。

決まった集積所に収集日の朝8時までに出してください。ごみの収集日は、地域によって違いますのでよく確認してください。
ごみの収集（粗大ごみを除く）は祝日も収集しますが、日曜日及び年末年始はお休みです。

紙・布資源 集団資源回収

町会や子ども会などで集団回収
しています。
詳しくは、地域の役員の方にご
確認下さい。

紙パック

ペットボトル・トレイ

回収ボックスのあるスーパーや
コンビニに出すことができます。
出すときは、きれいに洗って出
してください。
ペットボトルは、キャップと
シールを外して出してください。

紙パック

回収ボックスの置かれている公共施設
（公民館、コミュニティセンター等）に
出すことができます。
図のようにきれいに洗い、開いてから
出してください。

廃乾電池

回収ボックスの置かれている公共施設
（公民館、コミュニティセンター、サー
ビスセンター等）に出すことができま
す。

市では収集できない物

タイヤ
ペンキ・薬品・ボンベ
ピアノ
消火器
50cc以上のバイク
バッテリー
耐火金庫

家電リサイクル法の対象
機器エアコン・テレビ・
冷蔵庫・洗濯機は、平成
13年4月1日から市で
は収集できません。詳し
くは裏面をご覧ください。

その他 残土・注射器・毒物や爆発性のある物など

自動車のタイヤや、（薬品）その他特殊な処理を必要と
するごみは、販売店に引き取ってもらうか、専門の処理
業者へ依頼するなど、各自の責任で処理してください。
事業活動に伴って出たごみは、事業者自身で処理して
ください。
一般家庭からのごみでも、大量にある場合は、収集で
きません。
問い合わせ先 草加市環境業務センター (31) 3972